

フランスの養護学校
と
日本の養護学校

藤井力夫

北海道教育大学教科教育学研究図書 第3巻,

東京書籍

1994. 3.

本研究は、以下の長期在外研究、および科学研究補助金の一部により実施することができました。明記し感謝いたします。

1985年度・文部省長期在外研究員（フランス、C. N. E. F. A. S. E. S）

1986年度・文部省科学研究費補助金・一般研究C・61510105

1987年度・文部省科学研究費補助金・一般研究C・62510114

1990年度・文部省科学研究費補助金・一般研究C・02610103

藤井力夫

国立国会図書館

<http://id.ndl.go.jp/bib/000002393062>

所蔵場所 東京:本館書庫

資料種別 図書

請求記号 FC71-E383

タイトル 子どもと環境:しなやかな教科教育を求めて /

タイトルよみ コドモトカンキョウ.

責任表示 北海道教育大学教科教育学研究図書編集委員会 編.

出版事項 東京:東京書籍, 1994.3.

形態/付属資料 278p; 22cm.

注記 各章末: 文献.

ISBN 4-487-75703-7 :

価格等 3000円(税込)

全国書誌番号 95038683

団体著者標目 北海道教育大学

普通件名 学習指導
教科

本文の言語 jpn

国名コード ja

書誌ID 000002393062

フランスの養護学校と日本の養護学校

藤井 力夫

はじめに

「学校に子どもを合わせるのではなく、子どもに合った学校をつくろう。」
「学校づくりは箱づくりではない、中身づくりである。」 障害児教育では合い言葉としてこうしたことが語られる。それはまた、「学校」という固定観念からなかなか抜け出せないわれわれ自身に対する自戒の表明でもある。

表1を見ていただきたい。明治37年、日本における障害児教育の創始者の一

表1 障害児教育に欠かせぬもの

(石井亮一, 1904)

- | |
|---|
| 第1 空腹のままにて児童を教場に入らしむべからず。 |
| 第2 義務として日々の学課に就かしむることなく、快樂としてこれをなすに至らしめざるべからず。必ず運動、遊戯、音楽等を以て、これを始めこれを終わるべし。 |
| 第3 最も注意を要し精神を労すべき学課を先にし、自然に精神を興奮せしむべきものを後にすべし。 |
| 第4 比較によりて学ぶことを得べきものをば、単に鸚鵡的に暗記せしむべからず。単独にて入りし知識は、永久に保持せらるること難し。 |
| 第5 児童にして、聊かにても疲労を感じたる時は、直ちに授業を中止すべし。 |
| 第6 第一の務めは、児童の不随意運動を矯正するにあり。 |
| 第7 対比、類似等を示して十分に事物の性質を認識せしむべし。 |
| 第8 反復せしめよ。 |
| 第9 戸外に於いてなし得べきことをば、決して室内に於いてなさしむべからず。 |
| 第10 常に心を快活ならしむるよう務むべし。 |
| 第11 自然の発達停止せるところより始むべし。故に各人各個の出発点あり。千編一律の方法に甘んずべからず。 |
| 第12 新旧知識の連絡をなさしむべし。 |
| 第13 健康に於ける精神発達の順序をば、児童につき又書籍につきて怠らず視察し、以て彼我発達の状態を対照比較すべし。 |

人である石井亮一が障害児教育に欠かせないものとしてあげた項目である¹⁾。障害児の発達に応じてどのように指導するか。教師として何を原則としてどのように力量をつけていくか。「白痴」の子どもたちを前にして自ら立てた原則である。「発達を停止せるところより始むべし（第11）。」「第一の努めは児童の不随意運動を矯正するにあり（第6）。」「空腹のままにて児童を教場に入らしむべからず（第1）。」「運動、遊戯、音楽等を以て、これ（日課）を始めこれを終わるべし（第2）。」「疲労を感じたる時は直ちに授業を中止すべし（第5）。」「戸外に於いてなし得べきことをば、決して室内に於いてなさしむべからず（第9）。」「対比、類似等を示して十分に事物の性質を認識せしむべし（第7）。」「新旧知識の連絡をなさしむべし（第12）。」等。

これらは教育史的にみてもきわめて興味深い。画一主義に抗する一つの内容を形成している。そしてまた、現代でも追求されるべき教育原則である。あるべき教育原則として大変よくまとめあげたものといえる。なぜ石井が掲げ得たか。それは、彼が創設した孤児院のなかに「白痴」の子どもが存在し、明治29年、指導法を求め渡米、アメリカで探し出したものであった。ここで石井が体験したアメリカの養護学校の教授法は《生理学的教授》と呼ばれるもので、この教授の基本理念は、1830年代末から40年代にかけてのフランスの精神病院の改革のなかでE.セガン（1812-1880）により掲げられたものであった。近代人権思想実現のための精神病院改革、成人と小児の分離、食堂の設置、院内学級の創設、こうした改革の流れの中で掲げられた教育原則であった。

歴史的にも制度的にもフランスと日本では大きく異なるが、両国の障害児教育はどのようにこの原則を発展させてきたか。とくにこの間、フランスにおける知的障害児に対する養護学校教育は、地域での生活と教育を求めて親たち自身が学校を運営するという制度を発展させてきた。これは公立養護学校をほとんどとする日本では考えられない発想である。養護学校教育の義務制実施後13年、ややもすると「学校」という固定概念から抜けきれないでいるわれわれ。この日本のわれわれがフランスの養護学校教育から学ぶとすればいかなる点があるか。本稿は、典型的なフランスの養護学校を対象として次の3つの側面から検討したい。

(1) 親たち自身が運営する養護学校とはいかなるものか。地域での処遇体系

I みつめる

と養護学校の組織について、パリ近郊のある市を対象として検討する。

- (2) どのような障害児を受け入れ、どのように学級編成しているか。知能検査結果だけでは比較できない。在籍児童生徒に対する動作リズム優先テンポ調査から、学級編成の考え方、統合教育の進め方等について検討する。
- (3) どのような週時程でどのように教育活動を展開しているか。時間割だけではわからない。自らのテンポでどのように活動しているか。クラスの中庸に位置する児童生徒を対象とするスナップ・リーディング分析から日仏比較する。

1 フランスにおける地域処遇の体系と親の会が運営する養護学校

図1は、フランスのある市における知能障害児に対する地域処遇の体系を一覧にしたものである。パリから北に74km、急行列車で約1時間、カテドラルで

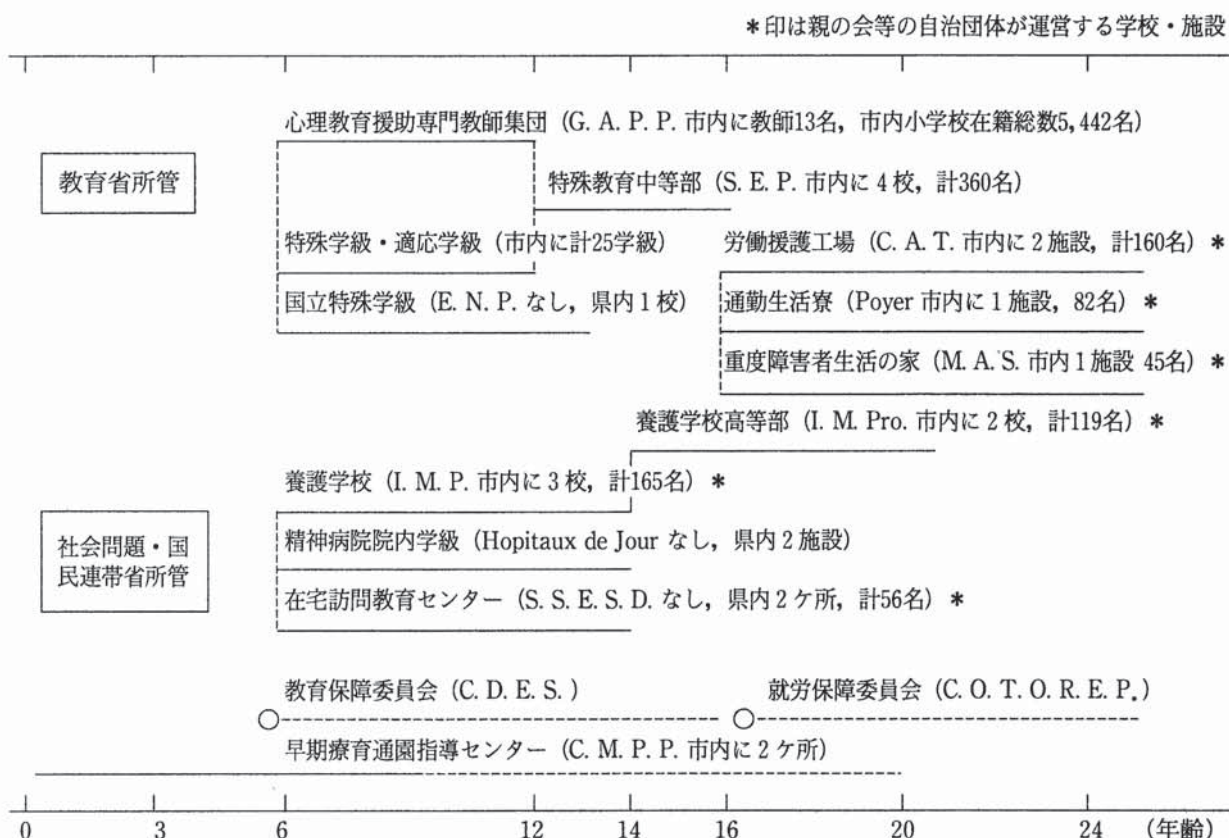


図1 知能障害児のための学校教育及び労働援護施設
(ロアーズ県ボーベ市, 人口5万7千人, 1986)

有名なごく普通の街（人口5万7千人）、ロアーズ県の県庁所在地ボーベ市で、（ ）内に市内の各施設数、収容者数を記入した。早期療育から教育、労働援助までどのように処遇されているか、地域での概要を把握できる。表中、*印は親の会等が運営する施設で、ライフステージの各時期で親の会が経営にも参画していることが理解できる。この方向を推進させたのが1975年障害者基本法（la loi d'orientation en faveur des personnes handicapées）で、まず、これとの関連で図1の内容をいくつか確認しておきたい。

1. 障害者基本法と教育保障委員会、就労保障委員会の設置

日本でも1970年障害者対策基本法が制定され、1993年に改正された。日本のそれは縦割り行政の是正を意図して立案されたもので、改正後も強制力はない。これに対しフランスのそれはより実行力のある内容になっている。それはつぎの事情による。

第1。1955年から60年にかけて親の会の全国組織がつくられた²⁾。日本の親の会、代表的な全日本精神薄弱者育成会（別名「手をつなぐ親の会」）の設立が1952年だから、決して遅くはない。が、フランスのそれは社会や行政に働きかけることだけを目的としていない。たとえば、1960年設立された知的障害児親の会全国協会（Union Nationale des Associations de Parents d'Enfants Inadaptés）は、自らの学校や労働援護施設をはじめ具体的な施設経営のための財政経理サービスを提供することまで一つの目的とした。措置費、疾病保険等。それゆえ、75年障害者法は、地域でのトータルケアという理念のみならず、ここで蓄積された財政措置、すなわち、国、県、社会保険等の財政負担の在り方までも集大成したのであった³⁾。

第2は、障害児者の生活年齢の節のところでも県レベルの最高の議決機関を設置したことである。教育保障委員会（Commission Départementale de l'Éducation Spéciale）と就労保障委員会（Commission Technique d'Orientation et Reclassement Professionnel）がそれで、それぞれ障害の認定と諸手当の受給資格の審査、及びその人に適した教育機関、就労機関、援護施設を審査、決定することを目的とする⁴⁾。メンバーは保健衛生局、教育委員会、労働局、社会保険、施設関係だけでなく、親の会からの代表により構成されている。日本の就学指導委員会とはまったく性格を異にする。障害の認定は同時に社会的不利

I みつめる

益をともなう危険があるので、最大限人間的な普通の生活を保障できるよう審議しようというのである。それゆえ、両委員会の決定に不服や異議がある場合は、再審請求（1ヶ月以内）及び異議申し立ての道が用意されている。諸手当とも連動しているので異議申し立て件数は少なくない。私が調査したロアーズ県教育保障委員会の1984年度異議の申し立て件数は審査数2,524に対して139件（5.5%）であった。

2. 特殊学級廃止の方向と学業不振児対策—G. A. P. P. 及び適応学級の創設

1970年以降、フランスでは特殊学級（Classe de Perfectionnement）に代わるものとして心理教育援助専門教師集団（Groupe d'Aide Psycho-Pédagogique）と適応学級（Classe d'Adaptation），これら2つが創設されてきた。小学校1年生で10%以上の子どもが落第するという日本では考えられない背景と特殊学級の閉鎖性に対する批判が相まって押し進められてきた⁵⁾。表2は調査に入った養護学校が統合教育を進めている小学校の学級編成である。1年生は2学級で、学級規模は23名と22名。とてもうらやましい。にもかかわらず、内7名が原級留置の落第生（15.5%）。その最大の原因が読み方（lecture）の障害。「クリスマスまでには判読でき、復活祭までにはすらすら読めるように」、少し象徴的だがこうした到達度による進級方法では当然留年の子どもが存在する。とくに移民労働者の子どもの場合そうで、地域の多数が移民子弟の場合は最初からフラ

表2 ある小学校の学級編成と落第生及び適応学級通級生

(l'Ecole Primaire. Jean POSTAND, BEAUVAIS, 1985-86)

学年・学級 性	1年(CP)		2年(CE 1)				3年(CE 2)				4年(CM 1)		5年(CM2)					
	A		B		C		D		E		F		G		H		I	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
通常	10	9	11	8	13	8	2	3	5	6	10	7	9	8	11	6	8	5
1年遅れ	2	2	1	2	0	5	1	1	2	1	3	2	3	2	5	0	6	7
2年遅れ	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
3年遅れ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
計	12	11	12	10	13	13	3	5	8	7	15	9	12	10	16	7	14	12
適応学級通級児	3	0	1	4	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

ンス語学習のための入門学級が用意される。それゆえ、学業不振から知能障害まで多様な原因による学校不適応児 (l'échec scolaire) に対する教育方針と援助が必要となる。そのために用意されたのが心理教育援助専門教師集団である⁶⁾。心理学 (Psychologie), 心理教育学 (Rééducation Psycho-Pédagogique), 心理運動学 (Rééducation Psycho-Motrice), それぞれ修士に該当する資格をもつ3人の教師集団が児童生徒数1,000人あたり1集団, 配置されている。実際には3校あたり1集団で, 彼らは子どもにあった教育の場と教育内容・方針を検討するとともに, 自ら児童1人あたり週4時間程度の個別指導を実施している。ボーベ市には4ヶ所13人の専門教師が配置されていた。表2の学校にはこの教師集団は配置されていないが, 心理教育学の資格を持つ教師による適応学級がある。表中下覧の11名が通級で1人ないし3人程度の個別指導を受けている。特殊学級は改組され, 後述する養護学校の分室として統合学級がある。通級でない適応学級は市内に16学級, 在籍児童生徒220人。多くは以前からの特殊学級を引き継いだものである。公立の養護学校はなく, 国立特殊学校 (Ecole Nationale de Perfectionnement) が県内に1校, 児童数150名。これら学校不適応児のための特殊教育中等部 (Section d'Éducation Spécialisée) は専門職業コースとして市内に4校 (360名) ある。以上が, 日本でいえば軽度の障害児を対象とするフランスの教育システムである。

3. 親の会が運営する養護学校, 教職員組織からみた財政措置

盲学校, 聾学校等, 感覚運動障害児に対する学校は公立の場合が多いが, 中重度の知能障害児を対象とする養護学校はほとんどすべて私立である^{7), 8)}。親の会等による自治団体, ないし教育保障委員会や就労保障委員会等が契約した連合団体で, ボーベ市の知能障害児養護学校の場合, 前者が2校, 後者が1施設 (3歳からの重度重複施設) である。図2は, 親の会 (Association Départementale des Associations de Parents d'Enfants Inadaptés) が運営する養護学校 (Institut Médico-Éducatif de BEAUVAIS) の教職員組織である。フランスで最大の親の会で全国に650の組織と6万5千人の会員をもつ。この親の会は他に, 高等部だけの養護学校 (Institut Médico-Professionnel) 1校 (60名), 労働援護工場 (Centre d'Aide par le Travail) 1ヶ所 (140名), 通勤生活寮 (Foyer d'Hébergement) 1ヶ所 (82名), 重度障害者生活の家 (Maison d'Accueil Spé-

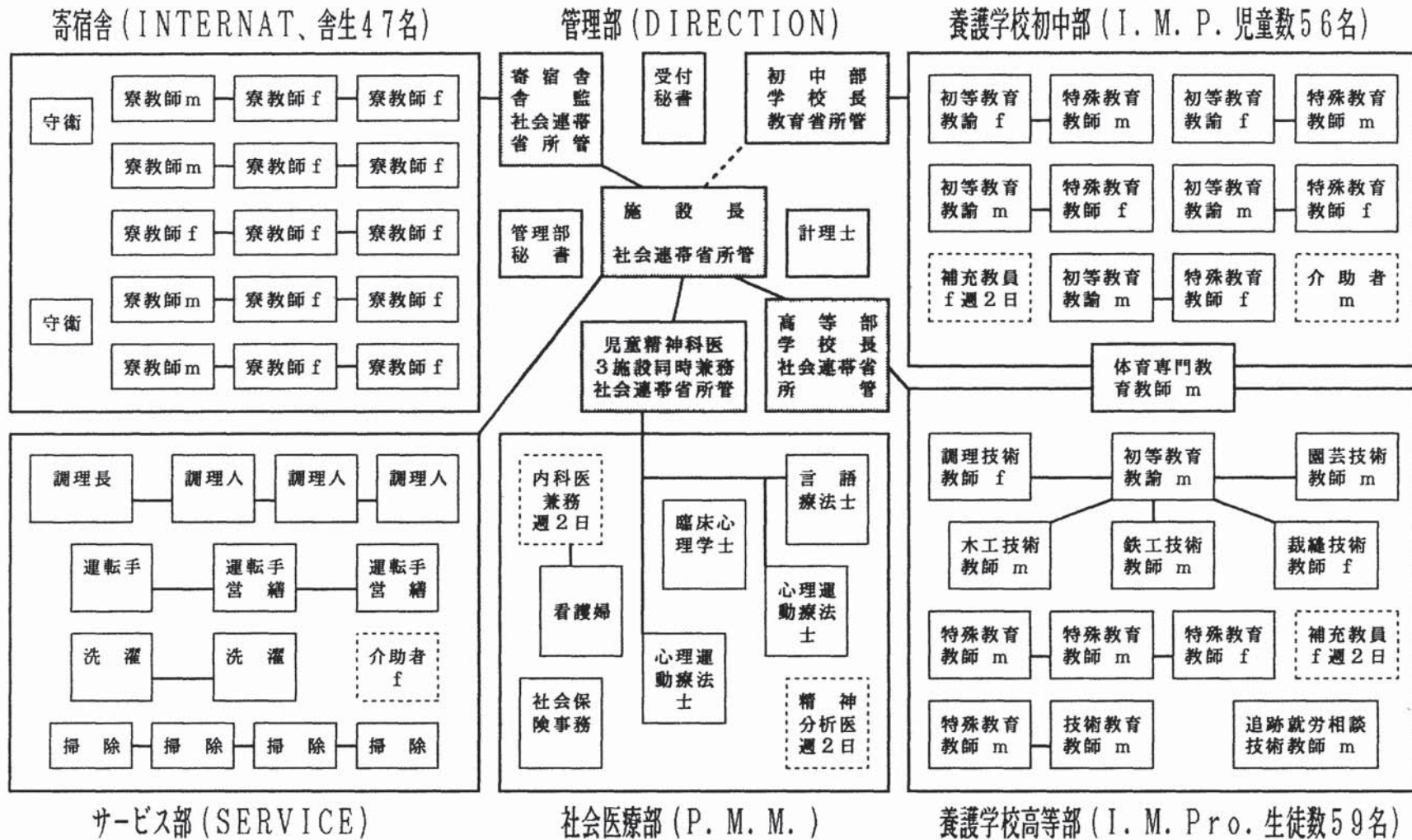


図2 知能障害児養護学校の教職員組織 (I. M. E. de BEAUVAIS, 児童生徒数115名)

cialisée) 1ヶ所(45名)を市内にもっている。どのような財政措置のもとに経営しているのか、図2の教職員組織からいくつか基本を把握しておきたい。

この養護学校 (Institut Médico-Éducatif) は6歳から20歳までの一貫教育を行っており、初中部 (Institut Médico-Pédagogique) と高等部 (Institut Médico-Professionnel) に分かれる。前者は14歳までを対象とし、初等教育教諭5人、特殊教育教師5人、補充教員、介助者各1人。後者は調理、木工、鉄工、裁縫、園芸の職業科をもち、6人の技術教師と4人の特殊教育教師、初等教育教諭1人、進路指導専門の技術教師1人、等。いずれも国の教育費から賄われる。校長は2人で、前者は義務教育の一貫で教育省所管の校長、後者は社会連帯省所管の校長ということになる。なお、高等部の技術教師には町の大工さん、園丁、鉄工等の職人が積極的に雇用され、特殊教育教師とペアを組み、経験を積む。こうした経験及び講習等により有資格者となる場合が多い。進路指導専門の技術教師は授業をもたず、卒業後の職業保障のために就労保障委員会にかける資料づくりやアフターケアの仕事をしている。児童生徒の約半数が寄宿生で、寮教師(15人)、調理(4人)、運転手等(9人)サービス部門も積極的に町の人たちが雇われる。これらは疾病保険からの措置費(寄宿生1人1日539フラン、通学生1人1日440フラン、1985-86年)で賄われ、足りないところは県が負担する社会扶助により賄われる。医療部門はとくに充実しており、児童精神科医(同じ親の会の施設、3ヵ所兼務)をチーフに、内科医、精神分析医(週2日兼務)、心理運動療法士(2人)、言語療法士、臨床心理士、看護婦を配置。治療、指導に要した費用、点数は社会保険事務担当者があたる。移送費も疾病保険から賄われ、障害者専用のタクシー会社 (Groupement pour l'Insertion des Personnes Handicapées Physiques) も組織されている⁹⁾。

II 学級編成の考え方と統合教育の進め方、小学校にも養護学校の教室設置

図3は、ボーベ養護学校初中部における各学級の年齢構成の実際である。男女別にプロットするとともに、年齢の平均と分散を図示した。表中のa~dはこの養護学校で積極的に取り入れられている自転車の乗り方テストの結果で、aが最も上手なグループ。クラスAに自転車乗りの上手な子どもが集まっていることがわかる。小学部低学年、中学年、高学年といった同一年齢を基本とす

I みつめる

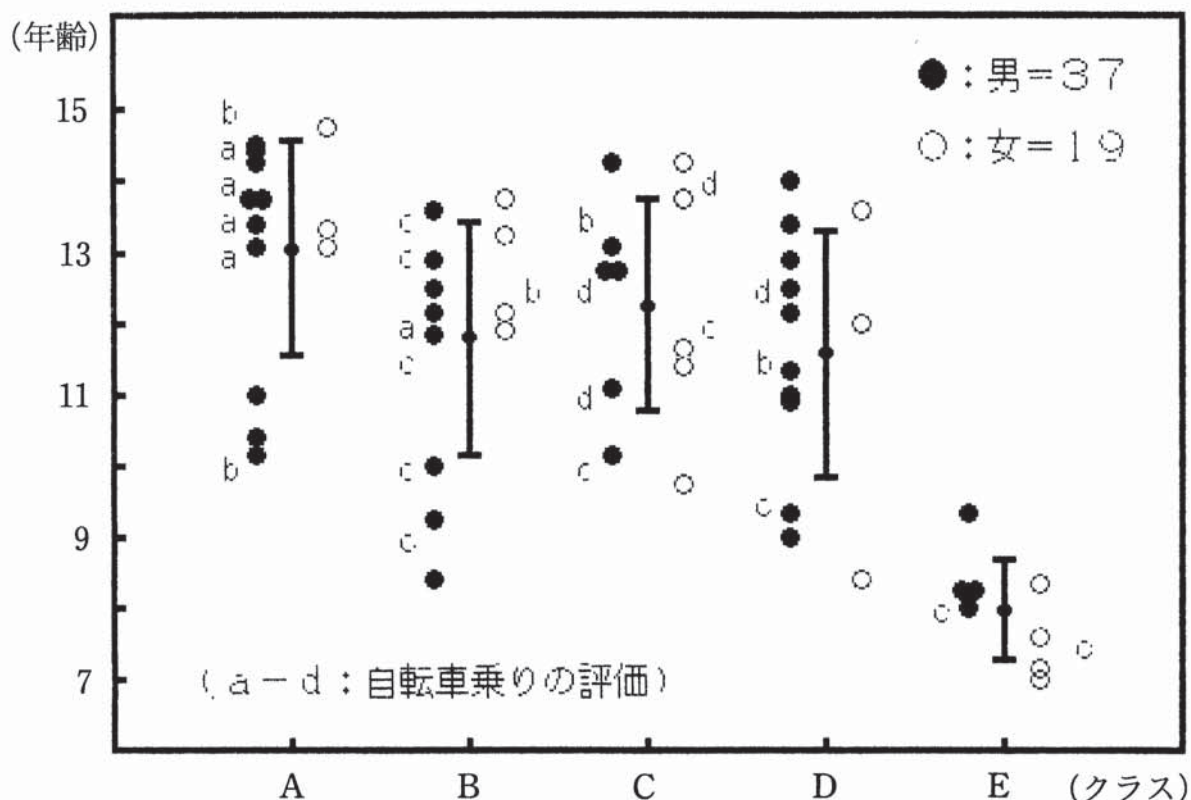


図3 学級編成の実際 (I. M. P. de BEAUVAIS)

る日本の養護学校の学級編成とはまったく違う。低学年だけは別で、クラスEとして組織されているが、他は年齢にまったく関係ない。いずれも、担任教師は2人。図2の養護学校教員組織で示したように初等教育の教諭資格と特殊教育の教師資格、それぞれ別のいずれかをもつ男女ペアの先生たちである。子ども12人前後を基本とする家庭的な関係がねらわれる。すなわち、小舎制原理で、両親のみならず兄ちゃんもいれば弟もいる、そうした感じで学級編成される。図4は、フランスで調査した在籍児童生徒の動作リズム優先テンポ調査結果の一部である(1985.10)。どんな能力の子どもたちか。IQでは30から50代、平均43前後の子どもたちであるが、これだけではよくわからない。集団構成員の精神活動テンポ。動作の速い子どももいれば遅い子どももいる。動作リズムの神経機序に対応して歩行運動と跳躍動作の優先テンポを調査した。①好きな速さの安定、②たいへん速くとたいへん遅くのスPEED調節、③あるテンポへの同期、歩行は毎分148、跳躍は毎分115拍での同期をテストした。図4は、その内

I.M.P. de BEAUVAIS

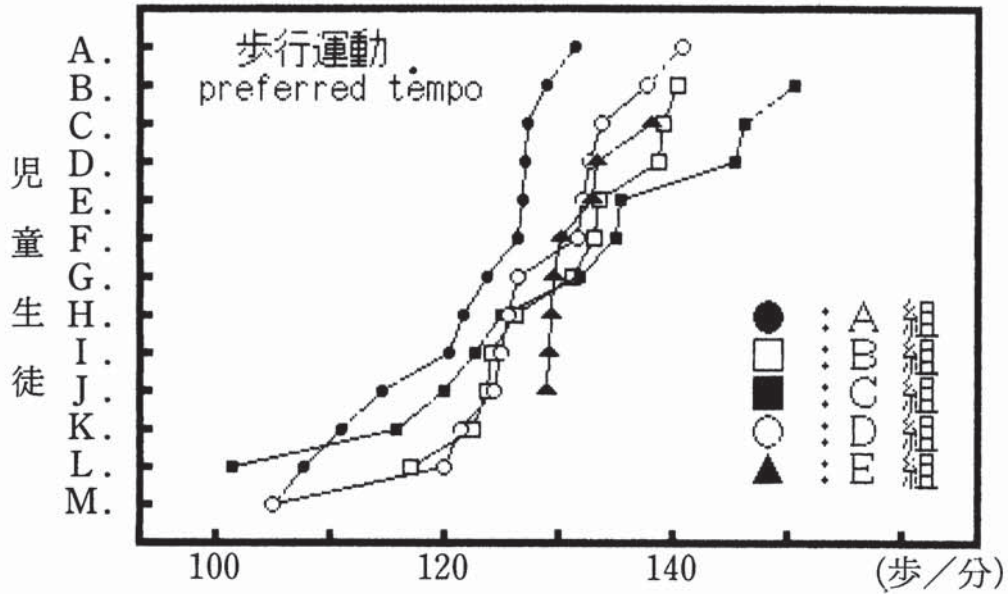


図4 学級構成員の動作リズム優先テンポ (フランス)

H. YOUGO SCH. SAPPORO

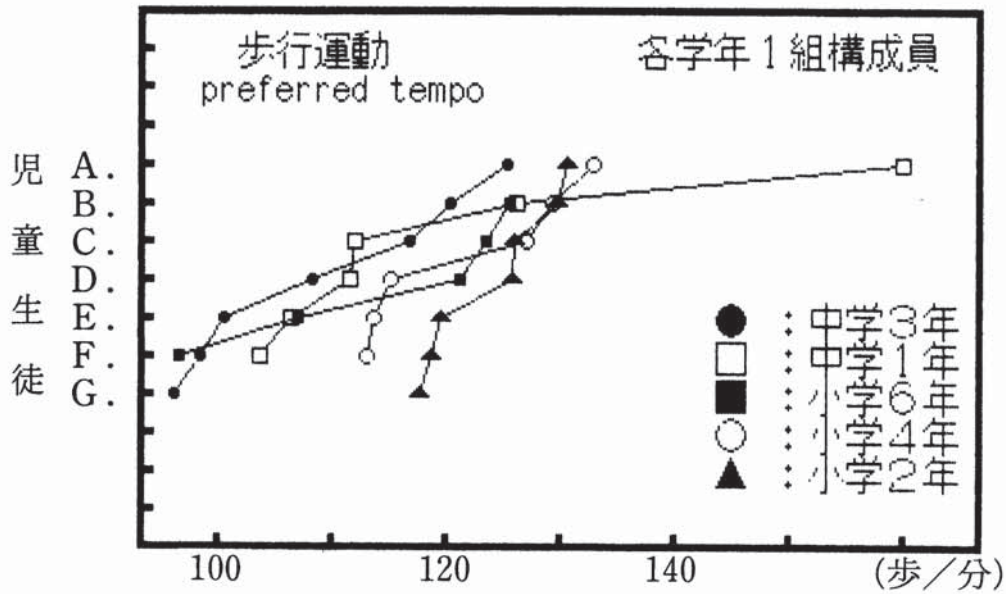


図5 学級構成員の動作リズム優先テンポ (日本)

の好きな速さで歩いてもらった(体育館を2周)時の分時速度。どうしてもその速さになってしまう優先テンポとして有効な指標の一つである。どうしても速くなってしまふ子どもから順に上からプロットした。中庸の速さの子どもがしっかりいて、速い子も、遅い子もいる。ゆるいS字型の構成が集団として理想的で、子どもたちだけでそれなりに自己運動できるとされる。

I みつめる

図5は、日本の養護学校（札幌・H校，1986.10）のそれで、各学年1組在籍児童生徒に調査し、フランスでのそれに対応させ、5クラスだけ表にした。一見して学級構成員のばらつきにおいて両者は異質とわかる。事実、優先テンポにおける学級構成員の分散の差を検定すると5%水準で有意で、両者の集団構成法に違いがあると判定できる。

クラスEは9歳までの子どもたち。年齢が小さいので、動作テンポも比較的全員が速い子どもたちの集団（▲，平均テンポ131，SD3）。クラスAは、男の先生（特殊教育資格）がツールド・フランセに参加する自転車選手で、子どもたちにも自転車のチームをつくり、体力づくりはじめ自転車を使っての平衡感覚その他いろいろ教えたいと考えている。それゆえ自転車乗りの評価(a)の子どもたちが多く、動作テンポも最も安定した集団（●，平均テンポ120，SD8）。クラスDは、両親の離婚など家庭等の問題から精神的に落ちついた雰囲気及要求される子どもたちが多く、まずは学校のなかでゆったり過ごすこと自体を目的としている（○，平均テンポ127，SD9）。これに対しクラスCは、Dより平均年齢が1歳程上で、隣の特殊教育中等部（S. E. S. de G. Sand du Collège）の学級とサッカーなど一緒に活動する場を多くもつようにしている。相手の中学校は歩いて8分程度の距離で、職業教育中心の体力、知力ともモデルになる中学生との統合教育が実践されている。構成員の動作テンポは相対的に速いが、ばらつきも大きい（■，平均テンポ130，SD14）。クラスAは自転車の試合を通じて地域の人たちと、クラスCは隣の特殊教育中等部の生徒とそれぞれ交流することが学級編成のねらいとされ、学級ではゆったりと家庭的な雰囲気子どもたちの力をつけたり、送り出したりといった感じで生活している。このやり方を普通小学校の中で実施しようとして組織されたのが、クラスBである。小学校における特殊学級の廃止の方向と相まって、地域の小学校の中に統合教育のための実験学級として養護学校の分室を開設したのであった。

養護学校から車で10分程度の小学校で、この学級を拠点として、読むこと、書くことの可能になりはじめた子どもたちは、国語の時間だけ小学校1年の学級に出かけたりしている。教師はちょうど、家庭から塾に行くように子どもたちを送り出している。ただし、日に1時間弱の割合で、3人程度であった。3年生（CE2）のクラスとの共同体育（木、午後3時）に力点が置かれ、指導者

は校長であった。動作テンポは速く、安定（□、平均テンポ130、SD7）。

なお、児童精神科医を座長とする初中部全教員によるケース会議（réunion）は、月1回（第3金曜日、午後3時から2時間）もたれ、個々の子どもたちについて指導上の問題、方針が確認される。

III 修学リズムの考え方と週時程の実際について

1970年代フランスにおいて学業不振児対策として心理教育援助専門教師集団や適応学級が創設されたことはすでに述べた。より本質的な教育改革、さまざまな問題を抱えた子どもたちが自らのテンポで最大限の力をつけることのできる改革。子どもたちの発達と生理にあった教授法改革が、他方で問題とされた。1969年以降の「三区分教授法（tiers-temps pédagogique）」から1986年第2次マニアン報告まで。いずれも子どもたちの1日のリズム、1週間のリズムにあった形で、教育課程を最適化しようとするものであった^{10), 11)}。「修学リズム（rythmes scolaires）」という用語が使われ、次のような方向で検討された。

- (1) 知的な学習をすべて午前中に集中するのはよくない。読み、書き、計算の基礎教科と、子どもの興味、関心にあった自然と社会の学習。これら二つに分け、前者を午前に、後者を午後にもってくる。
- (2) 教師の教授法改善への力量形成が大事で、自然や社会の学習は子どもの興味と関心にどれだけ訴えられるかであるから、たんなる「合科」ではなく積極的に「めざまし活動（activités d'éveil）」と呼ぶ。
- (3) 体育、音楽、図工は身体活動の一部で、教科学習の基礎・媒介（activités charnières）をなす。専門教師や校外施設の指導員の指導を受けれるよう工夫すること。
- (4) 朝、深呼吸や軽い体操をしてから授業を開始する。小学生の注意持続時間は平均20分前後で、休み時間には十分に気分転換させ、時におやつをとれるようにすること。

この改革の理論的背景の一つにドクロリ・メッソードがあるとされる。有名な「生活のための生活による学校」で、1907年、ベルギーにおける障害児教育からの一つの改革であった。事実また、今日の修学リズム改革に対しても養護学校での教育実践、教育課程、週時程の実際が及ぼした影響は大きい。以下、

表3 週時程：クラスA

(I. M. P. de BEAUVAIS)

	月	火	水	木	金
8:30	心理運動専門教師 生活 DANY & LIONEL	G2 学習 DANY 生活 G1 LIONEL	小学校との 交流教育・ 自転車他 あそび LIONEL 窯業 補助教師	G1 学習 DANY 生活 G2 LIONEL	体 育 専門教師
10:00	休 憩	休 憩		休 憩	
10:30	水 泳 DANY 生活 LIONEL	G1 学習 DANY 生活 G2 LIONEL		G2 学習 DANY 生活 G1 LIONEL	
12:00	昼 食	昼 食		昼 食	昼 食
13:30	自転車乗り LIONEL & DANY クラブ 活 動	GROUP 1 DANY 自由 GROUP 2 LIONEL 自由		GROUP 2 DANY 自由 GROUP 1 LIONEL 自由	レクリエーション 共同活動 DANY & LIONEL etc.
16:00	お や つ	お や つ		お や つ	お や つ
16:30					

フランスでのスナップ・リーディング調査からいくつかまとめておきたい。

1. 養護学校での修学リズム

表3は、ボーベ養護学校クラスAの1週間の時間割である。いくつかの点で日本とかなり違う。一週間の修学リズム、週時程編成の基本は次のようになる。

- (1) 2人の教師による《同時間・2空間・別指導》を基本とする。クラスは同じだが、台所兼居間を挟んで小さめの教室が2つあり、それぞれの教師が教える。女教師（初等教育教諭資格）が主として読み方、書き方の学習指導、男教師（特殊教育教師資格）が「めざまし活動」、実態は生活単元学習を担当している。
- (2) 午後は戸外での指導を基本とし、スポーツや調理、レクリエーションにあてられる。既述したように男の教師が自転車の選手で、自転車乗りが重点が置かれ、近くの森、時に競輪場（バンク）に出かけたりする。なお、火曜日は相対的に学校の中でじっくり勉強することに重点がおかれる。

- (3) 水曜と土曜日は休みで、水曜の午前中は地域の小学校、特殊教育中等部などとの統合教育にあてられる。クラスAの子どもたちは、自転車乗りを基本とした地域の小学校との統合教育のグループと、逆に養護学校の方に地域の子どもが来る陶芸教室のグループに分けられる。
- (4) 動作にスムーズさの欠ける子どもたちを対象とする心理運動教育、構音等発音に問題のある子どもを対象とする言語指導、あるいは水泳指導等の体育。これらは各専門教師があたる。前2者は医療部門からの個別指導。後者は数クラスないし学部単位で各担任教師も参加して実施される。
- (5) 休憩時間には「おやつ」をとり、疲れの出てくる11時半になれば教室をかたづけ、みんなで先生に物語を連続で読み聞かせてもらう。疲労対策のみならず、子どもたちの集中力やイメージを育てる点で重要な位置づけをもっている。

2. 週時程の実際—スナップ・リーディング分析

動作リズム優先テンポ調査の結果から各クラスの中庸に位置する子どもを対象として、一週間の学校生活動態の実際をスナップ・リーディングした。誰とどこで何をどのように活動しているか。子ども自身が興味をもち定位している対象、対人関係の水準、活動内容（勉強、あそび、仕事、食事等）、手の動き、活動姿勢など8カテゴリー—87項目を5分ごとにチェックした（図6、カテゴリー参照）。朝の8時半から夜9時まで一週間、ちょうど写真を撮るように活動の特徴を記録した。フランスの養護学校（ボーベ・I. M. P.）、日本の養護学校（札幌・H）とも同じ要領でスナップ・リーディングした（フランスは1985年、日本は1986年いずれも11月実施）。図6は、フランスの養護学校でのスナップ・リーディングをパソコン解析した結果の一部である。本生徒は、生活年齢13歳1カ月の女の子で、動作リズム優先テンポ調査では歩行の優先テンポ毎分120歩（too fast=180歩/min, too slow=94歩/min）、跳躍動作優先テンポ毎分114跳（too fast=117跳/min, too slow=110跳/min）、スキップ動作発達段階6。ボーベ養護学校クラスA、13人の子どもたちのなかで中庸に位置する。少し面倒でも表を丹念に追っていただきたい。活動空間、活動姿勢、対人関係、活動内容がよくわかる。この日（1985年11月26日）は火曜日で、学校ではじっくり勉強する日。男の先生による生活の学習（市内の体育施設の模型づくり）、及び女の先生の国

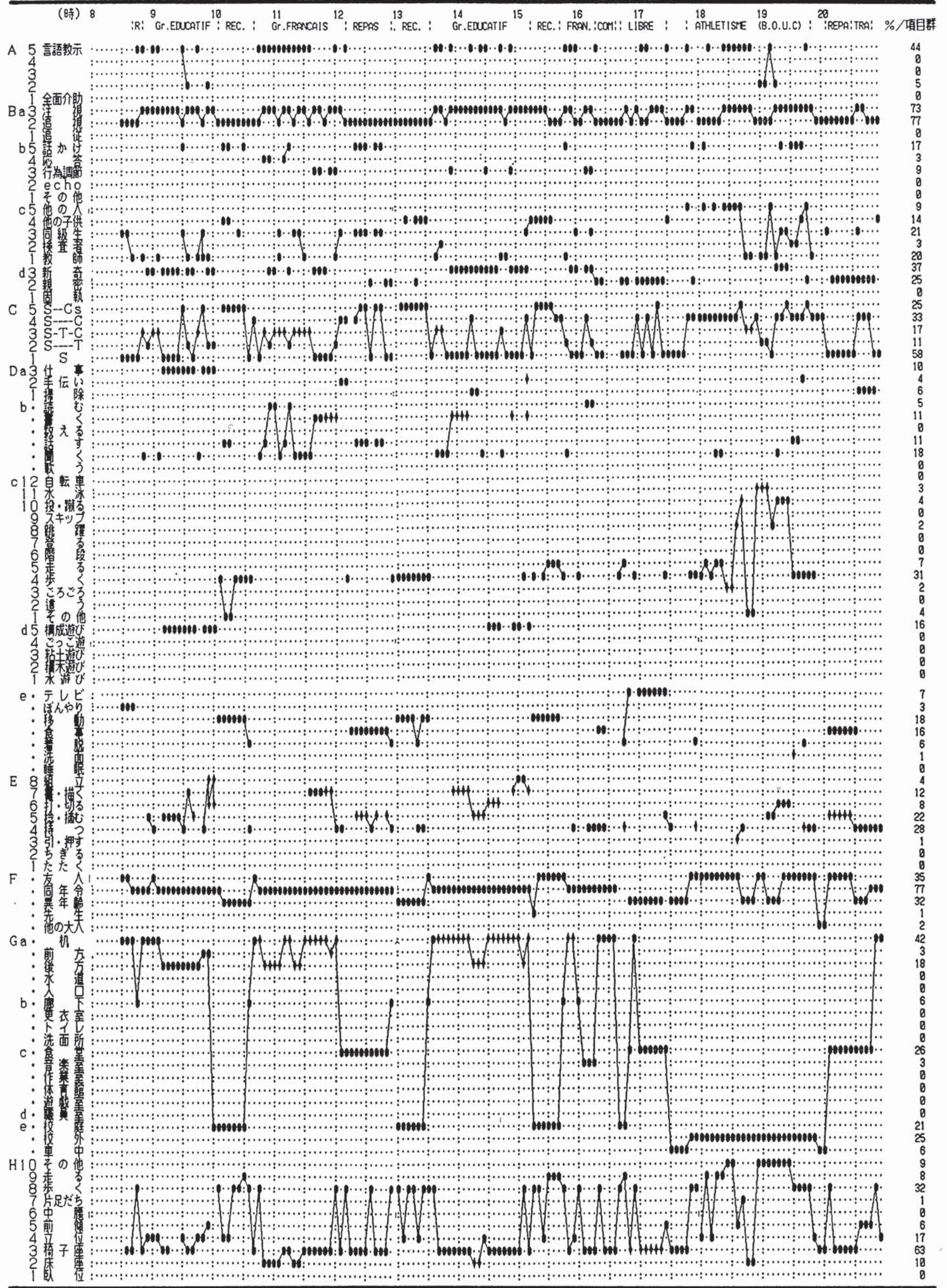


図6 スナップ・リーディング析分結果の1例：Aさん（クラスA）1985.11.26（I. M. P. de BEAUVAIS）

I みつめる

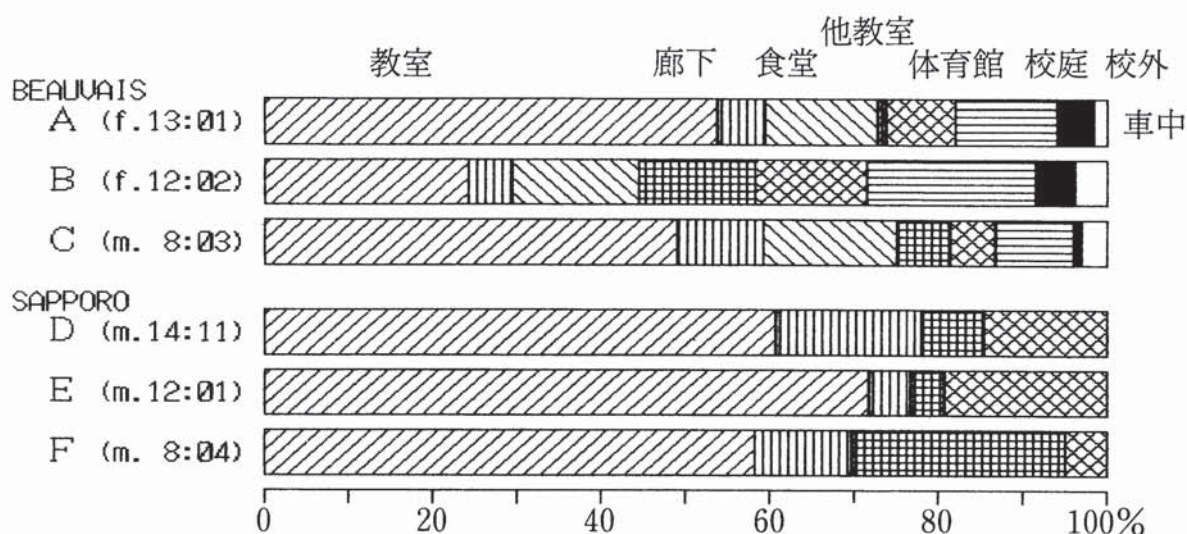


図7 活動空間 (クラスの中庸に位置する児童生徒の学校生活一週間における割合)

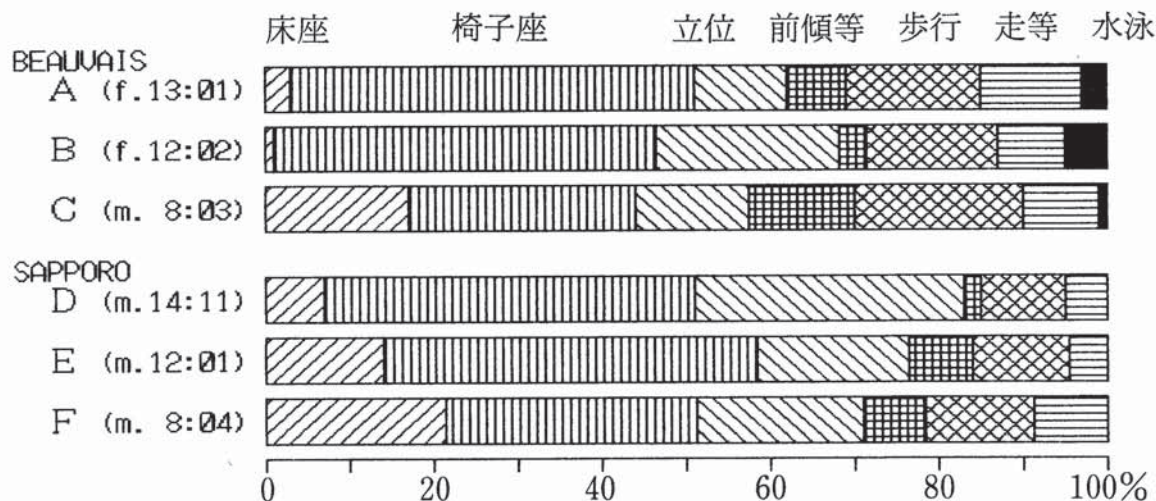


図8 活動姿勢 (クラスの中庸に位置する児童生徒の学校生活一週間における割合)

語の勉強 (先週末、家族と一緒にしたこと、動詞の勉強)。午前、午後それぞれ入れ替わりゆったりした家庭的な雰囲気ですっきり過ごしていた。勉強の時間と休憩、食事の時間、場所、活動姿勢その他、明白な違いがあると同時に、勉強の時間には、先生のことばがけ (A-5) が適度になされ、目の動き (B-a 3)、手の動き (E-8, 7, 6)、姿勢 (H-5, 4, 3)、友だちとのやりとり (C-5, 3, 2) 等、それぞれ本児のテンポでしっかり発揮できている様子がうかがえる。学校を終え、寮に帰って自由時間の後、18時から19時50分まで市内のアスレチック・クラブに通っている。運動、とくに走るのが好きな子で、クラブでも体育館の中を走ったり、マット運動前転、ロープよじ登りその他、専門指導員のもとで運動し

ていた (D-c10, 8, 5, 3)。移動にはマイクロバスを使い、寮の先生の運転であった (G-e)。クラブでは寮生2人と一緒に、他にも絵の教室 (カルチャー教室) に通っている子どももいた。寮に帰ってからの文化、あるいは統合教育の一つとしてきわめて興味深い。

3. 活動空間と活動姿勢—「戸外でできることを室内ではしない」

以上のスナップ・リーディング結果を各カテゴリー毎に集計、日仏比較した。日仏各5クラスで、それぞれ動作優先テンポ調査からクラスの中庸に位置する子どもを対象とした。以下の表では各3クラスを比較した。フランスはボーベ養護学校のクラスA, B, E。日本は札幌のH養護学校の中学部3年, 小学部6年, 2年の各1組。通学生もいるので、本集計では寄宿舎の活動は除いた。それゆえ、表中の割合は学校にいる時間だけのものである。図7は、どこで活動していたか、一週間の活動空間の日仏比較。図中、Aはスナップ・リーディング結果一例 (図6) でとりあげたボーベ養護学校のクラスAの子どもである。図8は活動姿勢。いずれもフランスと日本ではかなり違う。個人の違いではなく、文化の違い。日本では運動が体育館で行われることが多いのに対し (体育館; 札幌: 18~5%, ボーベ: 13~5%), フランスではほとんど校庭, ないし校外の諸施設で実施される (校庭・校外; ボーベ: 25~17%, 札幌: 0%)。また, 教室の利用頻度は日本の方がフランスのそれより1.4倍から2倍高いということになる (札幌: 72~58%, ボーベ: 54~24%)。11月末, 札幌, ボーベほとんど同じ気候で, 「戸外でできることを室内ではしない」とする教育原則がフランスでは貫徹している。これには「めざまし活動」で午後, 晩秋の森への自然観察学習, どんぐり, 落ち葉拾いも含まれている (図7のC)。移動には学校の小型マイクロバス, 時には親の会経営の障害者タクシーが使われる (車中: 4~1%)。その他, 2つの教室を挟む食堂兼居間が多いに利用される (16~13%)。小学校のなかの統合学級の場合もそうで, ソファでそうした空間が工夫されている (図7のB)。活動姿勢の内, 椅子座は日本, フランスで差があるとは言えない (札幌: 45~21%, ボーベ: 48~27%)。日本の場合, 立位が結構多いにもかかわらず (札幌: 32~18%, ボーベ: 22~11%), 前傾等の作業姿勢は少ない (札幌: 10~3%, ボーベ: 17~4%)。これは休み時間, 廊下にいることが多いことと関係している (札幌18~12%, ボーベ: 10~6%)。水泳や

I みつめる

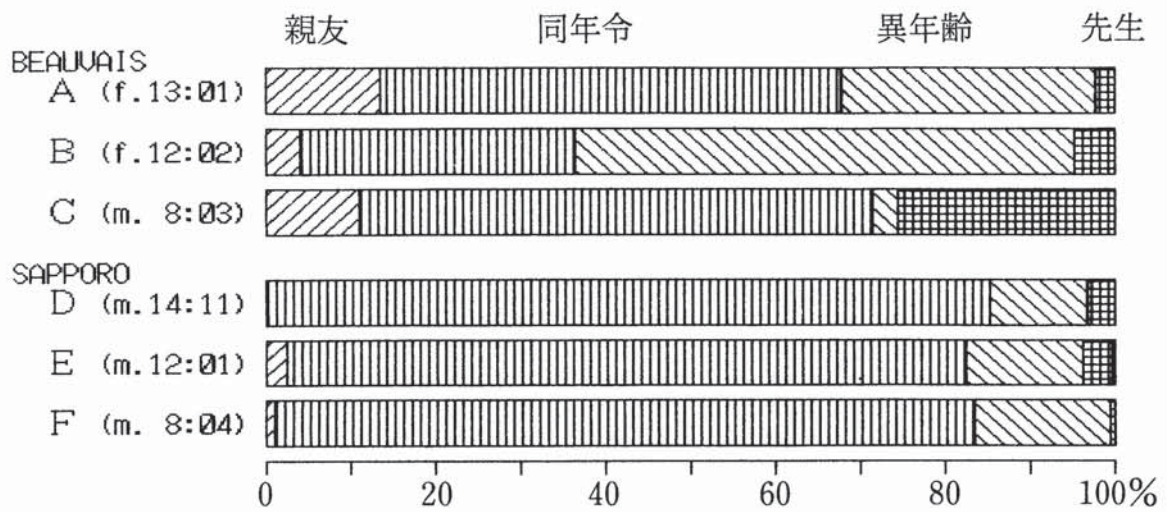


図9 活動集団 (クラスの中庸に位置する児童生徒の学校生活一週間における割合)

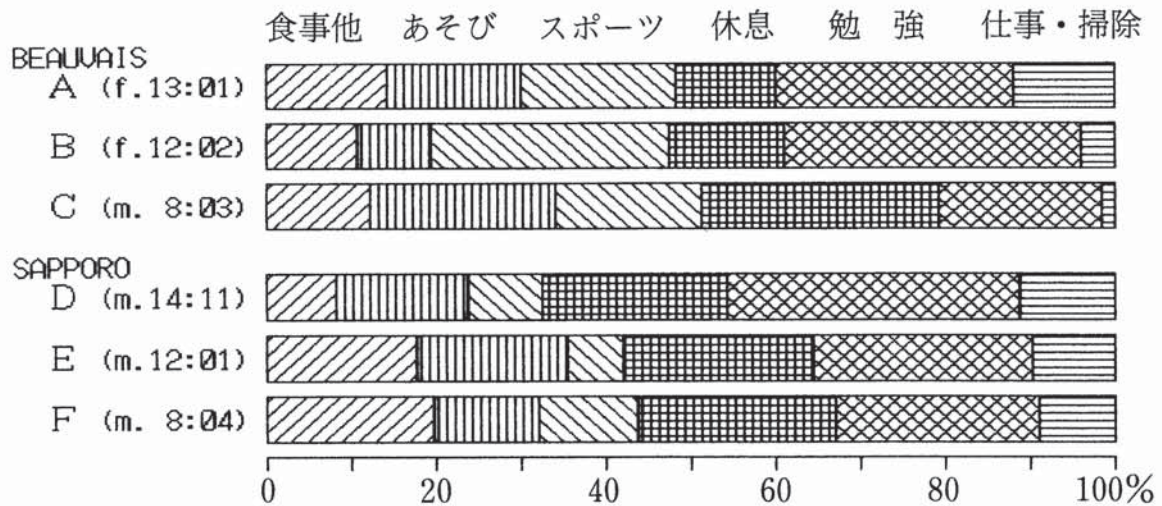


図10 活動内容 (クラスの中庸に位置する児童生徒の学校生活一週間における割合)

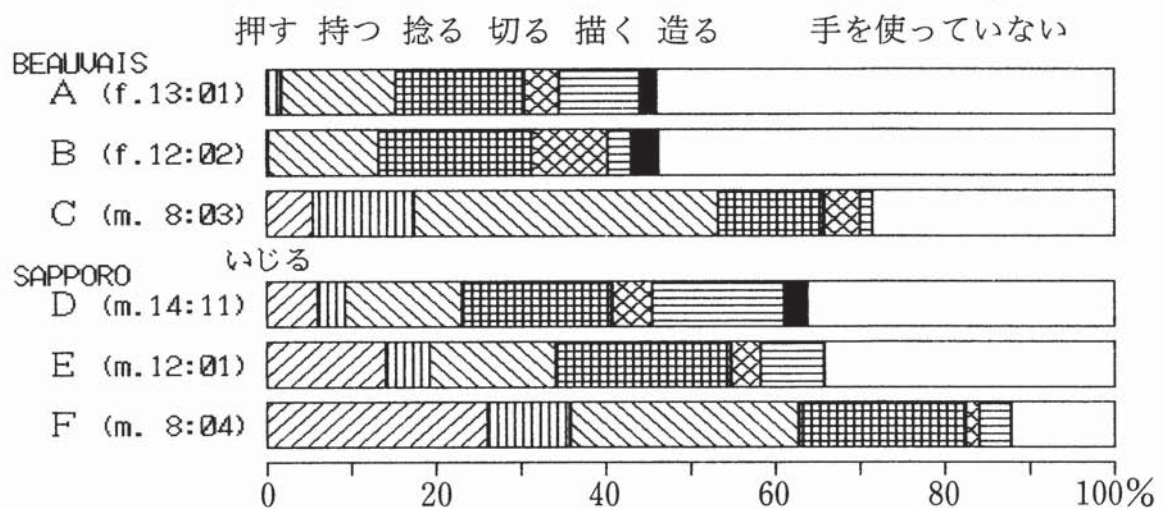


図11 手の活動 (クラスの中庸に位置する児童生徒の学校生活一週間における割合)

木登り、ボール蹴りなど走以外のダイナミックな姿勢となるとその差はいつも大きい（札幌：2～1%，ポーベ：13～5%）。

4. 活動集団と活動内容－「知識ではなく、用途を基礎にイデーにまで」

図11に、手の活動を示した。明白でない場合はチェックしなかったので、余白も多い（札幌：36～11%，ポーベ：53～28%）。が、明らかに両者は違う。押ししたり、引いたり、あるいは何か手にしていないと安定できないといった状態のみならず（札幌：25～5%，ポーベ：5～1%）、日本の場合、既述のように外での活動が少なく、教室での活動量が顕著に多いことと関係しているように思う。図9は活動集団。図10は活動内容。それぞれ前表と同じ子どもたちで、寄宿舎での活動は含まれていない。誰と何をしていたか、一週間の学校生活だけを集計したものである。日本とフランス、ゆったりした帯時間のフランスの週時程とそれに比べれば細切れの傾向をもつ日本の週時程。ところが、「勉強」というカテゴリーに入る活動時間の占める割合は思ったほど日本とフランスで変わらない。活動内容における「勉強」時間の割合は日本の方が多いとは言えない（札幌：34～24%，ポーベ：35～19%）。「あそび」の占める割合もほぼ同じである（札幌：18～12%，ポーベ：21～8%）。では、どこに違いが出ているのか。「スポーツ」の割合にその差を求めることができる。フランスは日本のほぼ2倍ということになる（札幌：16～9%，ポーベ：28～17%）。これに対して「休息」の割合はほぼ同じ（札幌：24～21%，ポーベ：28～11%）。ただし、図10中、D（中学3年）とE（小学6年）の「休息」の割合が多いのは廊下での立位姿勢、ふらつきが含まれているからである（D 21%，E 22%）。「仕事」の割合は低年齢の子どもで日本の方が多いが（図10のEとF，10%，9%）、掃除が含まれていることによる。「知識ではなく、用途を基礎にイデー（生活の観念）にまで育てる。」個々の障害児にどう身につけさせるか。子ども自身の活動という点では、日本のわれわれが学ぶ点が多いように思う。生活の中での物と物との関係、用途の学習といった点では、「生活単元学習」という学習形態を作った日本のわれわれと同じ発想なのだが、フランスのそれがより安定しているように思える。一つには、ある特定の時間というのではなく、男の先生、女の先生、ないし特殊教育資格、初等教育資格の両先生が各時間でそれぞれの役割を年間通して展開していること。クラスAの場合、男の先生（特殊教育資格）は街のスポーツ

I みつめる

施設の利用の仕方、地域の模型づくり。女の先生（初等教育資格）は国語で動詞の使い方の指導。こうした意味あいには活動姿勢における前傾姿勢（図8のA, 10%）、あるいは「切る」「描く」「造る」といったカテゴリーに反映している（図11のA, 計14%）。もう一つは活動集団。日本はほとんど同年齢集団であるのに対して（札幌：85～82%，ポーベ：68～36%）、フランスの場合、小学部低学年を除いて異年齢集団での活動である（札幌：13～11%，ポーベ：58～30%）。さらに興味深いことに、多様な集団編成であるにもかかわらず、先生による個別指導もきちっと確保されている（札幌：3～1%，ポーベ：24～2%）。とくに8，9歳児におけるこの差は大きい（図9のFとC；札幌：1%，ポーベ：24%）。低年齢で学級規模もほぼ同じである（札幌：7名，ポーベ：8名）。

フランスの方が時間の流れがゆったりしていること。及び心理運動，ことばの教室等，医療部門の専門教師が配置されていること。これらによる基本的な違いが顕在化したものと考えられる。

おわりに

以上、フランスの知的障害児に対する養護学校教育について日本のそれとの比較から紙数の許す範囲で概括した。日本の養護学校における教員組織その他実際の数値データ等についてはほとんどすべて割愛した。日本の養護学校教育については近くの養護学校を見学していただきたい。日本における知的障害児に対する養護学校教育がフランスから学ぶとすればいかなる点があるか。おわりにあたり、いくつか要約したい。

- (1) 制度——フランスでは生活年齢の節のところで教育保障委員会，就労保障委員会を設置している。関係行政諸機関と親の会の代表から組織され，県単位でそれぞれの保障についての最高議決機関として機能している。不服のある場合の申し立てもこれら機関の存在により実効していると考えられる。
- (2) 親の会——子どものもてる力を最大限に発揮させたい。そう願う親たちが，各ライフステージに必要な環境条件・中身を提案する。当然のことで，フランスではさらに全国的な自治組織をつくり，諸施設の運営にまで乗りだした。日本では親の会は陳情に終わることが多いが，近年，卒業後の問

題では自分たちで実際に共同作業所を設立、運営している。

- (3) 医療保障——障害児にとっての学校。それは医療抜きに考えられない。児童精神科医，内科医，精神分析医，心理運動士，言語治療士，と見事なまでに配置している。社会保険における点数制度。フランスの親たちはこれを学校のなかに持ち込んだのである。精神医療の歴史的背景の違いとして片付けられない。文部，厚生，保険，これらの行政における措置を「学校」という枠組みで統合したのであった。
- (4) 学級編成——同一年齢を学級編成の基本としない。男の先生と女の先生，それぞれ別の資格をもつ2人の教師による小舎的で，家族的な編成となるよう考慮される。それゆえ，結果としてさまざまな精神活動テンポの子どもたちによるゆったりしたS字型の学級集団となっている。これを基礎集団として，個別の学習に送り出すといった形になっている。特殊学級を廃止し，統合教育のための養護学校の分室（実験学級）を小学校に設置できる理由もここにあるのである。
- (5) 修学リズム——子ども自身のリズムで子ども自身が学ぶ。これが「落第生問題」等に対する現代フランスの教育課程改革の原則の一つで，「修学リズム」ということばが用いられる。子ども自身の興味と集中力。これをどう組織するか。午前と午後の使い方。理科，社会のたんなる合科ではなく，「めざまし活動」としての子ども自身の発見を重視した時間設定。その他，地域の子どもクラブでの統合教育の推進のための水曜日の位置づけ。学校5日制実施にあたり日本でも学ぶ点が多い。
- (6) 活動空間——戸外でできることを室内ではしてはならない。この原則が見事なまでに尊重されている。日本の場合，障害児教育に限らず体育館を利用することが多い。障害児教育では生活にリズムをつくるためにも，まずなによりも散歩が大事である。森に出かけたり，プールに行ったり。プールのみならず，体育館までも学校にないことが多い。町の社会資源，自転車乗りのためバンク（競輪場）までも利用される。その分，移動のためのマイクロバスが充実している。親の会ではタクシー部門まで運営，通学手段にもなっている。
- (7) 活動内容——知識ではなく，用途を基礎にイデー（生活観念）にまで。

I みつめる

そのため細切れの時間ではなく、ゆったりした時間で展開される。とくに日常生活でのさまざまな手の使用、道具の習熟に力点が置かれる。真空の生活ではなく実際の生活のなかでの教材。これをどう用意できるか。このために障害児教育資格の教師が配置されるという。また、高等部での職業教育では町の大工さんなどが積極的に雇われる。後に専門資格を取得する。われわれにとって興味深い。

謝辞： 本研究は文部省在外研究（1985-86）での調査、及び文部省科学研究費補助金（61510105, 62510114, 02610103）による。被験者はじめ協力していただいた関係者、機関に感謝するしだいです。

参考文献

- 1) 石井亮一, 『白痴児, 其研究及教育』, 石井亮一全集, 第1巻, 西村書店, 1904, P. 87.
- 2) Fernard CORTEZ, *I. M. P.-I. M. Pro. aujourd'hui : Commentaires d'une recherche*, C. T. N. E. R. H. I., 1980.
- 3) Markos ZAFIROPOULOS, *Les arriérés : de l'asile à l'usine*, Payot, 1983.
- 4) Elisabeth ZUCMAN, *Étude la mise en place des commissions départementales d'éducation spéciale*, 1re-2e Partie, C. T. N. E. R. H. I., 1980.
- 5) Patrice PINELL et Markos ZAFIROPOULOS, *Un siècle d'échecs scolaires, 1882-1982*, Les éditions ouvrières, 1983.
- 6) Edith PIAT, *Les G. A. P. P. : GROUPE D'AIDE PSYCHOPÉDAGOGIQUE*, Les édition ESF, 1983.
- 7) EDITIONS NERET, *Guide néret pour les handicapés*, 14e édition, 1984.
- 8) EDITIONS LAMARRE, *Guide néret pour les handicapés physiques et mentaux*, 17e édition, 1991.
- 9) HERMANGE, C. et PIERRON, P. A., *Les structures de placement*, C. N. E. F. A. S. E. S. BEAUMONT, 1984.
- 10) Pierre CRÉPON, *Les rythmes de vie de l'enfant*, Retz, 1983.
- 11) Hubert MONTAGNER, *Les rythmes de l'enfant et l'adolescent : Ces jeunes en mal de temps et d'espace*, Editions Stock, 1983.